

二宮中学校PTA会則

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は二宮中学校PTAと称し、事務所は同校内におく。
- 第2条 本会は二宮中学校生徒の保護者、学校職員及び有志がそれぞれの立場において協力し、生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するため次のことを行う。
1. 家庭と学校の緊密な連絡によって、生徒の生活環境をよくする。
 2. 保護者と学校職員との親和協力につとめ、学校教育に対する適当な支持をはかる。
 3. 学校設備、その他教育上の諸施設の充実について努力する。
 4. 会員相互の向上を図るとともに、学校職員の研究を助成する。
 5. その他適当と認めた事項。
 6. 特定の政党、宗教にかたよらず、学校の人事には干渉しない。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は次の通りである。
1. 正会員（本校の生徒の保護者及び学校職員）
 2. 賛助会員（本校学区内に居住し、趣旨に賛同したもの）

第3章 役 員

- 第5条 本会は次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 学校代表 1名（学校職員1）
- 第6条 役員任期は1ヵ年とする。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、各会議を招集し、各会議の議長となるを原則とする。

第4章 学級理事

- 第8条 学級毎に選出された学級理事は、学年毎に学年長を選出し、学級及び学年PTA活動の企画運営にあたる。

第5章 会 議

- 第9条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第10条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに開き、臨時総会は理事会で必要と認めた時又は多数会員の申し出により理事会で必要と認めた場合、会長が召集する。

第 11 条 総会で審議議決すべき事項は次のとおりとする。

1. 会務及び年間活動計画
2. 予算及び決算
3. 会則の規定及び改廃
4. 役員を選出
5. その他重要な事項

第 12 条 総会の定数は委任状を含め、会員の 3 分の 1 以上とする。

第 13 条 理事会は総会につぐ議決機関で、学級理事、学校職員代表を持って構成し、総会に付議すべき事項、会務運営に必要な事項及び本会で必要な内規を審議決定する。

第 6 章 会 費

第 14 条 本会の経費は会費、寄付金及び事業収入をもってこれにあてる。

第 15 条 本会の会員は一世帯あたり、月額 240 円（内 10 円は事業積立基金）の会費を納入するものとする。

第 16 条 本会の慶弔慰謝規定は別に定める。

第 17 条 記念事業その他臨時に行われる事業などの負担を該当年度だけのものとせず、負担の平均化を図るため事業積立基金を設ける。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

付則 なお、本会計は平成 3 年 4 月 13 日から実施する。

慶弔慰謝内規

支給内規は次のとおり。

支 給 内 規

単位：円

	会員死亡	結 婚	出産祝	災 害
教 職 員 (配偶者も含む)	5,000	5,000	5,000	実情に応じて
保 護 者	5,000			
生 徒	5,000			

特別な場合は実情に応じて決定する。